

廃棄物減量等推進員（ごみ減量推進員）について

1 廃棄物減量等推進員とは

廃棄物減量等推進員（ごみ減量推進員）は、市町村における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするを目的に、平成3年の廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）改正により創設されたものです。

本市では、流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、各地域からの推薦により、「地域のごみ減量活動のリーダー」、「地域と市を結ぶパイプ役」として活動いただける方に委嘱しています。

2 廃棄物減量等推進員の関係条例・規則

【流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例】

第8条 市長は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の減量及び適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱する。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量及び適正な処理のため、市の施策への協力その他の活動を行う。

【流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則】

第7条 条例第8条第1項に規定する廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の定数は、200人以内とする。

2 推進員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 主な活動内容

（1）廃棄物減量等推進員会議への出席

会議の開催については、後日改めてお知らせします。

【開催予定日】 令和8年5月16日（土）午前

【開催予定場所】 流山市文化会館

【内 容】 推進員の委嘱式及び推進員の役割等の説明

（2）ごみ減量推進員活動計画書の作成・提出（令和8年5月末日までに提出）

（3）市クリーンセンター施設見学会への参加（令和8年8月ごろを予定）

（4）ごみ減量推進員活動報告書の作成・提出（令和9年3月末日までに提出）

上記のほか、ごみの減量・分別・資源化、ごみ集積所管理などに関する地域でのリーダーシップ、市の施策へのご協力、「ケロクルミーティング（ごみ出前講座）」の積極的な活用などをお願いいたします。

問い合わせ

流山市環境部クリーンセンター

電話 04 - 7157 - 7411